

2023年度(令和5年度)市民税・県民税 国民健康保険税の申告の手引き《控除》

(6)所得から差し引かれる金額

社会保険料控除

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために、国民健康保険税、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金、健康保険、厚生年金、などの保険料の金額を支払われた人はその合計金額をご記入ください。
●介護保険料、後期高齢者医療保険料について、配偶者の年金から徴収(特別徴収)された保険料は該当しません。

記入例6

社会保険料控除	A 国民健康保険税	B 介護保険料	C 後期高齢者医療保険料	D 国民年金保険料	E その他()
	230,000 円	9,500 円		152,100 円	254,900 円

小規模企業共済等掛金控除

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために、次の金額を支払った場合はご記入ください。
●小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く。)に基づく掛金
●確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金(iDeCoの掛金など。)
●心身障がい者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金

生命保険料控除(控除額：最高7万円)

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために、生命保険料を支払われた人はご記入ください。
●保険会社等から送付された申告用の控除証明書を見て年度や種別をよく確認のうえご記入ください。
●計算方法は次のとおりです。

旧契約(一般分・個人年金分それぞれに適用)		新契約(一般分・個人年金分・介護医療分それぞれに適用)	
支払保険料の合計	控除額	支払保険料の合計	控除額
～15,000円	支払保険料の合計額	～12,000円	支払保険料の合計額
15,001円～40,000円	(支払保険料の合計額)×1/2+7,500円	12,001円～32,000円	(支払保険料の合計額)×1/2+6,000円
40,001円～70,000円	(支払保険料の合計額)×1/4+17,500円	32,001円～56,000円	(支払保険料の合計額)×1/4+14,000円
70,001円～	一律に35,000円	56,001円～	一律に28,000円

※一般分・個人年金分については、旧契約と新契約のどちらも控除の適用を受ける場合は2万8千円が限度になります。

記入例7

種別	保険支払額	保険会社名	種別	保険支払額	保険会社名
生命保険料控除	(新)一般 152,500 円	〇〇農協	(旧)一般	30,000 円	●●生命
	(新)個人年金 45,000	△△生命	(旧)個人年金	72,000	▲▲生命
	介護医療 51,000	××生命			

地震保険料控除(控除額最高2万5千円)

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために、地震保険料を支払われた人はご記入ください。
●保険会社等から送付された申告用の控除証明書を見て年度や種別をよく確認のうえご記入ください。
●一つの契約の中に地震保険と旧長期損害保険が含まれている場合は、選択によりいずれか一方の控除が受けられます。
●計算方法は次のとおりです。

支払保険料の合計	控除額
地震保険料	～50,000円 (支払保険料の合計額)×1/2 50,001円～ 一律に25,000円
旧長期損害保険料	～5,000円 支払保険料の合計額 5,001円～15,000円 (支払保険料の合計額)×1/2+2,500円 15,001円～ 一律に10,000円

記入例8

種別	保険支払額	保険会社名
地震保険料控除	地震保険料 30,000 円	□□損害保険
	旧長期損害	

勤労学生控除(26万円)

あなたが勤労学生で次の要件に該当する場合、ご記入ください。
●大学、看護学校などの学生・生徒で自己の勤労による所得があり、かつ合計所得金額が75万円以下で自己の勤労によらない所得が10万円以下の人。

寡婦・ひとり親控除

それぞれの要件に該当する場合、○をしてください。
ただし、次のいずれかに当てはまる場合はどちらの控除も受けることはできません。
●住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合
●前年中の合計所得金額が500万円を超える場合
寡婦控除(26万円)
寡婦に該当する人で次の表を見て要件に該当する人は、死別、離別又は生死不明に○をしてください。
※生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下)がいる場合は、ひとり親控除に該当します。

寡婦控除適用要件	子以外の扶養親族を有する	扶養親族等なし
死別又は生死不明	○	○
離別	○	—

ひとり親控除(30万円)

婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下)がいる単身者はひとり親控除に○をしてください。

障害者控除

あなたや同一生計配偶者、扶養親族で障がい者手帳や療育手帳などの交付を受けている人がいる場合は、手帳などをお持ちの方の名前・等級・交付年月日等をご記入ください。
●お持ちの手帳等の種類によって控除額が異なります。次の表でご確認ください。
●同一生計配偶者とはあなたと生計を一にする配偶者のうち、前年中の合計所得金額が48万円以下の人のことです。

区分	控除額	対象者
障害者控除	26万円	・障がい者手帳・療育手帳の交付を受けている人 ・障がい者控除対象者認定書の交付を受けている人 など
特別障害者控除	30万円	障害者控除に該当する人で、身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A・(A)、精神障がい者保健福祉手帳1級、障がい者控除対象者認定書などの交付を受けている人
同居特別障害者控除	53万円	同居している同一生計配偶者や扶養親族が特別障がい者である場合

記入例9

障害者控除	名前	交付年月日	身体	精神	療育	認定書
	市税 フク	H12年 1月 7日	1	級	度	特障 障

配偶者(特別)控除

前年中の合計所得金額(収入金額ではありません。)が48万円以下の配偶者をご自身の扶養親族として申告される場合は、配偶者の名前・生年月日等をご記入ください。
●配偶者の前年合計所得金額が48万円を超えている場合でも、合計所得金額が133万円以下の場合は配偶者特別控除の適用を受けることができます。申告される場合は、「配偶者の合計所得金額」をご記入ください。
●事業専従者及び他の人の扶養にされている場合は、控除の適用を受けることはできません。よくお話しの上ご自身の扶養親族とされる場合にのみご記入ください。
●納税義務者及び配偶者の合計所得金額により、控除額が異なります。各控除額は次のとおりです。

【配偶者控除】

区分	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の扶養控除額	一般	33万円	22万円
	老人	38万円	26万円

※「老人配偶者」70歳以上(1953年(昭和28年)1月1日)以前生まれの人

【配偶者特別控除】

配偶者合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			配偶者合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者特別控除額	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	133万円超	0円		
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円				

【同一生計配偶者】

あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合は同一生計配偶者となります。
あなたの合計所得金額が1,000万円を超えた場合、配偶者控除の適用はありませんが、同一生計配偶者として扶養人数には含まれるため、配偶者が障がいをお持ちの場合の障害者控除の適用は行われ、非課税限度額制度や配偶者の均等割軽減などへ影響する場合がありますので、配偶者の名前等のご記入と同一の欄へチェックをお願いします。

記入例10

配偶者特別控除	名前		生年月日	該当に	所得金額調整控除
		市税 花子	S28年 1月 1日	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)	<input type="checkbox"/> 調整
	個人番号	住所(別居の場合)			
	配偶者の合計所得金額		※配偶者控除を申告する方は記入不要です。 ※配偶者の合計所得金額(収入金額ではありません)が48万円を超える場合に記入してください。		

※扶養親族又は同一生計配偶者としては申告しないが、所得金額調整控除の適用のために配偶者の名前を記入される場合は「調整」に○をしてください。

扶養控除

配偶者以外に、前年中の合計所得金額が48万円以下のあなたと生計を一にする親族をご自身の扶養として申告される場合は、ご記入ください。
●事業専従者及び他の人の扶養にされている場合は、適用を受けられません。よくお話しの上ご自身の扶養親族とされる場合にのみご記入ください。
●年少扶養については控除額は0円ですが、非課税限度額などへ影響する場合がありますため扶養親族とされる場合は、必ずご記入ください。

扶養控除

区分	扶養親族の該当者	控除額
年少扶養	16歳未満(2007年(平成19年)1月2日以降生まれ)の人	0円
一般扶養	16歳以上(2007年(平成19年)1月1日以前生まれ)で下記以外の人	33万円
特定扶養	19歳以上23歳未満(2000年(平成12年)1月2日生まれから2004年(平成16年)1月1日以前生まれ)の人	45万円
老人扶養	70歳以上(1953年(昭和28年)1月1日以前生まれ)の人	38万円
同居老親等	老人扶養のうち、申告者本人や配偶者の直系尊属(父母や祖父母)で同居している人	45万円

記入例11

控除対象扶養親族	名前		続柄	生年月日	該当に	所得金額調整控除
		市税 一郎	子	S56年 5月 2日	<input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 調整
	個人番号	住所(別居の場合)				
	市税 フク	母	T12年 3月 20日	<input checked="" type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 調整	
	個人番号	住所(別居の場合)				

※扶養親族としては申告しないが、所得金額調整控除の適用のために扶養親族の名前を記入される場合は「調整」に○をしてください。

基礎控除

合計所得金額が2,500万円以下の人は所得に応じて控除が受けられます。控除額は次のとおりです。

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除の額	43万円	29万円	15万円	なし

雑損控除

前年中に災害や盗難などで被害を受けた場合にご記入ください。
●計算方法は次のとおりです。

①か②のどちらか多い方の金額で控除が受けられます。
①(損失額－保険金等による補てん額)－(「総所得金額等の合計額」の10%)
②(差引損失額のうち災害関連支出の金額)－5万円

医療費控除

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために、医療費やスイッチOTC等の医薬品の購入費を支払われた人は、該当する記号へ○をしてどちらか一方へ支払った金額をご記入ください。
●支払った医療費等に対して保険金などで補てんされる金額がある場合は、保険金等で補てんされる金額へご記入ください。
●計算方法は次のとおりです。

従来の医療費控除(控除額は最高200万円まで)

支払った医療費	－	補てんされる金額	－	・10万円 ・「総所得金額等の合計額」の5%
---------	---	----------	---	---------------------------

セルフメディケーション税制(控除額は最高8万8千円まで)

スイッチOTC等の医薬品の購入費	－	補てんされる金額	－	1万2千円
------------------	---	----------	---	-------

記入例12

医療費控除	従来の医療費控除(最高200万円)	支払医療費 円	保険金等で補てんされる金額 円
	<input checked="" type="checkbox"/>	350,000	118,000

(7)税額から差し引かれる金額

寄附金税額控除

前年中にあなたが総額2千円を超えて支出した次の寄附の金額がある場合ご記入ください。
●都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
●広島県共同募金会・日本赤十字社広島県支部に対する寄附金
●広島県又は福山市の条例で指定された寄附金
※申告特例(ワンストップ特例)の申請をされている人で申告書を提出される場合は、申告特例制度が無効になってしまうので申告特例(ワンストップ特例)分も併せて必ず申告してください。

記入例13

寄附金税額控除	寄附先		寄附金額
	地方公共団体(自治体名)	福山市・広島市	50,000 円
	共同募金会・日本赤十字社	広島県共同募金会・日本赤十字社広島県支部	2,000
	条例指定分		

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得に含め、配当割額又は、株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は特別徴収された住民税(5%)の税額をご記入ください。
●申告書表面(2)で上場株式等の所得について申告不要を選択した場合、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用は受けられません。